



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
9月3日
第543号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定(障害福祉課)	1
○ 公告	
県営土地改良事業計画決定公告(耕地課)	1
○ 環境事務所告示	
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(南部)	2
○ 公安委員会公告	
警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課)	2

告示

滋賀県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者として次の者を指定した。

令和6年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定地域相談支援の種類	指定年月日	事業所番号
地域総合生活支援センターはんどくさん	東近江市八日市本町6-16	社会福祉法人美輪湖の家	東近江市百済寺本町1543-1	地域移行支援 地域定着支援	令和6.9.1	2530500046

公告

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営能登川幹線地区土地改良事業(農地防災事業(特定農業用管水路等特別対策事業))に係る土地改良事業計画を令和6年8月19日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年9月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営能登川幹線地区土地改良事業(農地防災事業(特定農業用管水路等特別対策事業))事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市農林水産部農村整備課
- 縦覧期間 令和6年9月3日から令和6年10月3日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年10月18日までに審査請求をすることができる。

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第5号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和6年9月3日

滋賀県南部環境事務所長 卯田 隆

- 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
草津市矢橋町字帰帆2108番
- 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
- 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和6年9月3日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

- 講習に係る警備業務の区分等
 - 警備業務の区分および定員
ア 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。) 20人
イ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。) 20人
※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせた人数である。
 - 種別および実施日時
ア 新規取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和6年10月9日(水)から同月17日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
イ 追加取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和6年10月15日(火)および同月16日(水)の午前9時から午後5時まで
- 修了考査
 - 新規取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和6年10月18日(金)午前9時から100分間
 - 追加取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和6年10月18日(金)午前9時から35分間
- 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター
- 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項
- 受講対象者
 - 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。
ア 最近5年間に、受講しようとする講習の警備業務の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 6 受付期間 令和6年9月11日(水)から同月19日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第受付を締め切る。
- 7 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署
- 8 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。
- (1) 新規取得講習の場合
- ア 5(1)アに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書
- イ 5(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し
- ウ 5(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 5(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し
- オ 5(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習の場合
- ア 5(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書
- イ 5(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し
- ウ 5(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 5(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し
- オ 5(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- 9 受講料 申込時に次の額の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- (1) 新規取得講習
- ア 3号警備業務 38,000円
- イ 4号警備業務 34,000円
- (2) 追加取得講習
- ア 3号警備業務 14,000円
- イ 4号警備業務 10,000円
- 10 携行品 筆記具および警備業関係法令集等を持参すること。
- 11 集合時間等 集合時間等の詳細は、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 12 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 13 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231(代表))または滋賀県内に所在する警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課
- 14 その他 天災その他不可抗力の事態により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

